

国際障害者年 (1981年) 昭和56年

ともに生きる社会をめざして

—完全参加と平等—

国際連合の決定

国際連合は、一九七六年の第三十二回総会において、その五年後の一九八一年(昭和五十六年)を「国際障害者年」とすることを全会一致で決議しました。

一九七五年は「国際婦人年」、一九七九年は「国際児童年」とされてきた経過から、「国際障害者年」がこれに続くごく自然な成り行きであると考えられます。

テーマ

国際障害者年のテーマは、障害者の「完全参加と平等」と定められています。「参加」とは、社会生活そのものとその発展への貢献のみならず、政策決定についても障害者を参加させることであり、「平等」とは、他の国民と同じ生活を送ることであり、またその国の社会経済の発展による利益を平等に受けることでもあります。

五大目的

国連総会は、次の五つの目標に向かって世界各国が行動すべきことを決議しています。

- ① 障害者の社会への身体的及び精神的適合を援助すること。
- ② 障害者に対して適切な援護、訓練、治療及び指導を行い、適当な雇用の機会を創出し、また障害者の社会における十分な統合を確保するためのすべての国内的及び国際的努力を促進すること。



- ③ 障害者が日常生活において実際に参加すること。例えば公共建築物及び交通機関を利用しやすくすることなどについての調査研究プロジェクトを奨励すること。
- ④ 障害者が経済、社会及び政治活動の多方面に参加し、及び貢献する権利を有することについて、一般の人々を教育し、または周知すること。
- ⑤ 障害の発生子防及びリハビリテーションのための効果的施策を推進すること。

シンボルマーク
国際障害者年に関連して使用される公式シンボルマークが決定されています。デザインは、二人の人間が連帯して手をとり合い、平等の立場から互いに支えあっている姿を表現し、「平等」、「希望」、「支援」を表わしています。マークの周囲の葉は国連の紋章を示しています。

国の推進体制

国は、内閣総理大臣を本部長とする「国際障害者年推進本部」を設置し、積極的に国際障害者年に関する施策の基本的事項について調査審議し、関係機関相互の事務の密接な連絡を確保し、総合的かつ効果的な推進を図ります。

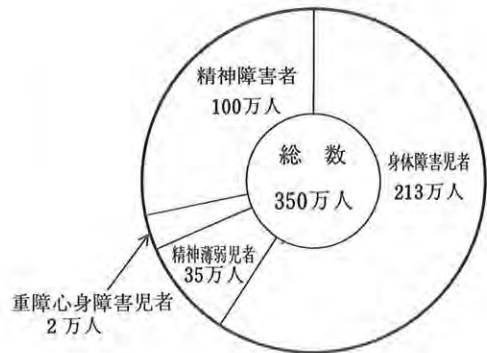
一方、民間推進団体として全国レベルの障害者団体が集まり「国際障害者年日本推進協議会」が結成されています。

熊本県における推進体制
本県における障害者数は、身体障害者約五万七千人、精神薄弱者約六千三百

国における推進体制

(政府)	(政府・民間)	(民間)
国際障害者年推進本部 本部長 内閣総理大臣	国際障害者年国内委員会 会長 山田雄三 (中央心身障害者対策協議会—国際障害者年特別委員会—)	国際障害者年日本推進協議会 代表 太宰博邦 (身体障害者・精神障害者等関係団体)
事務局 総理府国際障害者年担当室	事務局 厚生省社会局更生課	事務局 日本障害者リハビリテーション協会
	地方心身障害者対策協議会 都道府県：必置 指定都市：必置 市町村：任意設置	

全国の障害者数



人、精神障害者約一六六千人であり、総数では七万九千三百人(人口比四・四%)に達しています。これは全国の三百五十万人(人口比三・〇%)に比較し、かなり高い比率を示しています。

県は、障害者の完全参加と平等を基本理念とする国際障害者年の趣旨に基づき、障害者の福祉の向上を図るため、去る六月に学識経験者、障害者団体等の代表で組織する「熊本県国際障害者年懇話会」を設置して、県としての国際障害者年事業及び今後の福祉対策の在り方について検討をお願いしたところであります。

が、昨年末に「熊本県における国際障害者年事業の推進について」と題する提言をいただきました。

提言では、今後の本県における障害者対策の基本方向として、第一に、障害発生の予防と早期発見、早期療育の充実を根底におき、雇用促進等自立への援護対策を中心に、障害者がそれぞれ生きがいと希望を持って生活できるように、各種援護施策と環境づくりを強力に推進すること。第二に、これら施策の推進のためには、障害者自身ができる限り自立更生への努力をすべきことはもとよりであるが、一般県民が障害者に対して正しい理解を持ち、お互いに手を取り合い、支えあって行く地域社会づくりを進めることを求めています。

県では、国際障害者年事業に全県を挙げて取り組む必要があるため、県知事を会長とし、県、県議会、市、町村長会、障害者団体及び報道機関の各代表の参加をいっただいて、「熊本県国際障害者年推進協議会」を設置し、関係機関の協力を得ながら、積極的に施策の推進を図ります。

国際障害者年事業については、提言及び国の推進方針に沿いつつ、市町村及び民間団体と連携を取りながら、次の三点を基本方針として事業を推進します。

- 第一 記念行事を通じ、障害者の自立心の向上と障害者に対する県民の理

解を深めるための啓発に努める。

- 第二 障害者の実態は握に努めるとともに、実態に即した各種施策の充実と住みよい環境づくりを推進する。
- 第三 障害者福祉施設の充実と福祉従事者の資質の向上を図る。

具体的方策

〔記念行事について〕

障害者について一般県民の正しい理解を得るために、次のような事業を実施し、国際障害者年について周知を図り、全県民の関心を盛り上げるとともに、障害者自身の自立心の向上を図ります。

福祉大会の実施

自立者、功労者、介護者及びボランティアの表彰及び体験発表、並びに講演等を実施する。

体育大会の実施

一般県民の参加を得て、国際障害者年にふさわしい明るく楽しい祭典とする。

雇用促進大会の開催

例年の大会を拡大して、障害者と企業等の交流会、講演、障害者関係優良事業所等の表彰などを行い、雇用促進の気運を高める。

技能競技大会の開催

毎年開催されている県大会をより充実して実施する。